

一般社団法人日本フロアボール連盟

アスリート部会規定

(目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下、「本連盟」という。)のアスリート部会(以下、「部会」という。)について定める。
2. 部会は、定款第12章に基づく常設の専門部会とし、この規程により部会の設置並びにその運用に必要な事項を定める。

(部会の目的)

- 第2条 部会は、フロアボール(ネオホッケーを含む。以下同じ。)に関連する事案について、本連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにフロアボールの普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 部会は、役員会の諮問に応じ、又は部員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、役員会に答申又は報告する。
- (1) 競技・強化環境の改善や整備に関する事
 - (2) アンチドーピングを含むコンプライアンス啓発に関する事
 - (3) 感染症拡大防止および予防に関する啓蒙活動に関する事
 - (4) 初心者やジュニアのサポート環境の整備・改善に関する事
 - (5) フロアボールの普及や推進に資するイベントの企画立案に関する事
 - (6) 選手の権利保護や紛争解決に向けた組織活動に関する事
 - (7) 社会貢献活動に関する事
 - (8) その他選手に関する事

(構成)

- 第4条 部会は、フロアボールの現役アスリート男女各1名、ネオホッケーの現役アスリート男女各1名並びにフロアボールのアスリート経験者男女各1名の6名で構成される。
2. 部会は、男女同数とし、部会長1名を置く。

(部員の資格)

- 第5条 現役アスリートは、年齢が16才以上で、かつ、本連盟の会員登録者のうち、本連盟主催競技会又は国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手とする。
2. アスリート経験者は、本連盟の会員登録者で、本連盟主催競技会又は国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有する者とする。
3. 部会の部員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

- 第6条 部会長及び部員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。最長は5期までとする。
2. 部会長又は部員が補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 部会長又は部員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまではその職務を行う。

(部会の開催)

- 第7条 部会は、半期毎に1回以上開催するものとし、部会長が招集する。
2. 部員は、必要によりいつでも部会の開催を求めることができる。
 3. 部会は、部員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、書面をもってあらかじめ委任状を提出した部員は、出席者とみなす。
 4. 役員及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

- 第8条 部会の議長は、部会長とする。

(決議)

- 第9条 部会の決議は、部員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

- 第10条 部会の事務は、事務局が行う。

(本委員会へのオブザーバー出席)

- 第11条 部会長に届け出て承認を得た者は、オブザーバーとしてとして本部会に出席することができる。

(変更)

- 第12条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

- 附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。